

第796号  
令和2年11月

# 天理市公報

発行 天理市  
編集 総務部総務課

## 目次

規 則	番号	頁数			
・天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	31	1			
訓令甲	番号	頁数			
・天理市文書取扱規程の一部改正	10	2			
告 示	番号	頁数			
・公示送達について	220	3			
・放置自転車等の保管について	221	3			
・市道の区域変更及び供用開始について	222	4			
・放置自転車等の保管について	223	4			
・指定代理納付者の指定について	224	4			
・放置自転車等の保管について	225	5			
・放置自転車等の保管について	226	5			
・放置自転車等の保管について	227	5			
・公示送達について	228	5			
・公示送達について	229	6			
・公示送達について	230	6			
・放置自転車等の保管について	231	6			
・放置自転車等の保管について	232	6			
			公 告	番号	頁数
			・農用地利用集積計画について	57	8
			教育委員会	番号	頁数
			・定例教育委員会の招集について	13	8
			農業委員会	番号	頁数
			・農業委員会の招集について	13	8
			公営企業	番号	頁数
			・令和2年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について	23	8
			・一般競争入札について	24	9
			・令和2年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について	25	12
			・天理市上下水道局文書取扱規程の一部改正	7	12

## 条 例

(令和2年11月1日掲示済)

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月1日

天理市長 並 河 健

天理市規則第31号

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年3月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2第19号中「又は翌々年度中に」を「の4月1日から起算して3年以内で」に改める。

附 則

この規則は、令和2年11月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

# 訓令甲

(令和2年10月23日揭示済)

天理市訓令甲第10号

天理市文書取扱規程（昭和62年3月天理市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年10月23日

天理市長 並 河 健

第12条第1項第6号中「及び種類等を記入し、取扱者印を押す」を「、種類等及び取扱者を記入する」に改める。

第13条第2項中「取扱者印を押す」を「取扱者が署名（当該者の氏、名又は氏名を表すものとして当該者が設定した文字を記入することをいう。以下同じ。）する」に改める。

第16条第2項中「の受領印を押す」を「が署名する」に改める。

第17条並びに第21条第1項及び第2項中「押印」を「署名」に改める。

第23条第9号中「認め印を押す」を「二重線を引く」に改める。

第29条第1項中「押印」を「署名」に改める。

第31条を次のように改める。

第31条 削除

第34条第1項及び第2項中「秘書課」を「秘書広報課」に改める。

第51条中「認め印を押し」を「署名し」に改める。

様式第1号中「受領印」を「受領者」に改める。

様式第2号中

「

文書行政係長	備考

を

」

「

備考
-----
-----
-----
-----

に改める。

」

様式第4号中

「

係長	合議

を

」

「

係 長

に改める。

」

様式第8号中「㊟」を削る。

様式第11号中「受領者印」を「受領者」に、「摘要」を「種類等」に、「取扱者印」を「取扱者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の天理市文書取扱規程の規定は、この規程の施行の日以後に作成及び受領した文書から適用し、同日前に作成及び受領した文書については、なお従前の例による。

---

## 告 示

---

(令和2年10月6日掲示済)

天理市告示第220号

公示送達について

下記の書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和2年10月6日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

---

(令和2年10月7日掲示済)

天理市告示第221号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年10月7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
令和2年10月7日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市川原城町803番地  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
令和2年10月7日から令和2年12月5日まで
  - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの

- (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
- (2) 移動・保管費用（1台につき）
  - ア 移動費 2,080円
  - イ 保管費 1,030円（ただし、移動日から14日以内は無料）

7 連絡先

天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778  
 天理市くらし文化部防災安全課地域安全係 電話 0743-63-1001

(令和2年10月12日揭示済)

天理市告示第222号

天理市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定により、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

令和2年10月12日

天理市長 並 河 健

1 道路の種類 市道

2 供用開始の区間

路線番号	路線名	区間先番地		新旧別	幅員 (m)		総延長 (m)
		起点	終点		最大	最小	
22	田井庄	田井庄	西長柄町	新	20.10	2.30	3229.79
	西長柄線	国道25号線分岐	市道594号線合接	旧	20.10	2.30	3229.79
36	田町東線	田町	勾田町	新	7.10	2.05	443.79
		市道4号線分岐	市道151号線合接	旧	7.10	2.05	443.79
47	兵庫備前線	兵庫町	備前町	新	13.60	2.70	2857.49
		市道29号線分岐	県道天理王寺線合	旧	13.60	2.70	2857.49
163	前裁線	前裁町	前裁町	新	6.60	1.93	501.71
		県道天理環状線分	市道1号線合接	旧	6.60	1.93	501.71
54	南柳生 小路線	丹波市町	蔵之庄町	新	8.30	1.70	878.18
		市道157号線分岐	奈良市界	旧	8.30	1.70	878.18
55	南六条 藤川線	豊井町	中町	新	15.00	3.25	1102.50
		県道天理環状線分	国道24号線合接	旧	15.00	3.25	1101.20
255	中線	田井庄	西長柄町	新	4.05	2.34	279.70
		国道25号線分岐	市道594号線合接	旧	4.05	2.34	280.96

(令和2年10月13日揭示済)

天理市告示第223号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年10月13日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年10月19日揭示済)

天理市告示第224号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定したので告示する。

令和2年10月19日

天理市長 並 河 健

記

- (1) 名称及び所在地  
P a y P a y 株式会社

東京都港区虎ノ門4-1-1 神谷町トラストタワーWeWork内  
(登記上の所在地：東京都千代田区紀尾井町1-3)

- (2) 納付させる歳入  
インターネットを利用して納付するふるさと天理応援寄附金
- (3) 納付事務の取扱開始日  
令和2年11月1日

(令和2年10月19日揭示済)

天理市告示第225号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年10月19日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年10月19日揭示済)

天理市告示第226号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年10月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日  
令和2年10月19日
- 3 移動対象区域  
天理市樺本町2267番地樺本交番先放置禁止区域外
- 4 保管場所  
天理市川原城町803番地  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
令和2年10月19日から令和2年12月17日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
  - (2) 返還時間  
天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(令和2年10月19日揭示済)

天理市告示第227号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年10月19日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年10月19日揭示済)

天理市告示第228号

公示送達について

下記の書類の送達を受けるべき者の住所地に居住実態がなく、居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市社会福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和2年10月19日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(令和2年10月19日揭示済)

天理市告示第229号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和2年10月19日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(令和2年10月23日揭示済)

天理市告示第230号

公示送達について

下記の書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和2年10月23日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(令和2年10月23日揭示済)

天理市告示第231号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年10月23日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年10月27日揭示済)

天理市告示第232号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年10月27日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年10月27日揭示済)

天理市告示第233号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年10月27日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年10月29日掲示済)

天理市告示第234号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

令和2年10月29日

天理市長 並 河 健

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	不明（動物霊園）	のぼり	2	成願寺町	令和2年2月21日	令和元年2月21日	市役所地下駐車場

連絡先 天理市建設部都市整備課 0743-63-1001（内線330）

(令和2年10月30日掲示済)

天理市告示第235号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年10月30日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年11月2日掲示済)

天理市告示第236号

天理市自転車等駐車条条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年11月2日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由  
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 移動日  
令和2年10月31日
- 3 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
令和2年10月31日から令和3年3月31日まで
  - (2) 返還時間  
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
  - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先  
東洋テック株式会社 TEAM TENRI 電話 0743-63-4770  
天理市くらし文化部防災安全課地域安全係 電話 0743-63-1001

(令和2年11月2日掲示済)

天理市告示第237号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年11月2日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年11月4日掲示済)

天理市告示第238号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年11月4日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年11月4日揭示済)

天理市告示第239号

公示送達について

下記の書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和2年11月4日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

## 公 告

(令和2年10月31日揭示済)

天理市公告第57号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

令和2年10月31日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

## 教育委員会

(令和2年10月8日揭示済)

天教告示第13号

令和2年10月13日午後2時から10月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

令和2年10月8日

天理市教育委員会  
教育長 森 継 隆

## 農業委員会

(令和2年10月27日揭示済)

天農委告示第13号

令和2年11月6日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

令和2年10月27日

天理市農業委員会  
会長 藏 本 純 次

- |       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条に関する許可申請について             |
| 議案第2号 | 農地法第4条に関する許可申請について             |
| 議案第3号 | 農地法第5条に関する許可申請について             |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について    |
| 議案第5号 | その他                            |
|       | ① 市街化区域の専決処分について（報告）           |
|       | ② 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について |

## 公営企業

(令和2年10月19日揭示済)

天理市上下水道局公告第23号

令和2年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定によ

り、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。  
 令和2年10月19日

天理市上下水道事業の管理者  
 天理市長 並河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
櫛本北第12-1処理分区	二階堂上ノ庄町の一部

(令和2年10月23日揭示済)

天理市上下水道局公告第24号  
 一般競争入札について

下記の業務委託契約について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和2年10月23日

天理市上下水道事業の管理者  
 天理市長 並河 健

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名      φ150mm配水管改良工事
- (2) 工事場所    天理市西長柄町地内
- (3) 工事概要    本設管布設工  
                  φ200mm DCIP-GX                    L = 3.7m  
                  φ150mm DCIP-GX                    L = 471.8m  
                  φ100mm DCIP-GX                    L = 8.4m  
                  φ75mm DCIP-GX                    L = 13.2m  
                  既設管撤去工  
                  φ200～φ75mm DIP、PE            L = 481.2m  
                  仮設管布設工  
                  φ100～φ50mm                            一式  
                  付帯工                                    一式
- (4) 工期        令和3年3月31日まで
- (5) 入札方法    電子入札（事後審査）  
                  天理市上下水道局建設工事電子入札実施要領による。
- (6) 予定価格    56,100,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
- (7) 変動型最低制限価格  
                  最低制限価格は事後公表（事後決定）とし、税抜き予定価格に変動係数を乗じて得た額とする。変動係数は、開札日の入札書開封前に電子くじにより決定する。

第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に対して、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格審査において土木一式工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであり、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有するものに限る。）を有するもの）であって、次の(2)及び(3)に掲げる条件を全て満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件を全て満たしていること。
  - ① 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、土木工事業（特定建設業に限る。）及び水道施設工事業について受けている者であること。
  - ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7箇月前までの直近のもの）における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。

- ③ 局が令和2年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（令和2年度）において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけられている者であること。
  - ④ 本入札の開札日及び本競争入札参加資格の確認時点までの間において、局から入札参加停止措置を受けていない者であること。
  - ⑤ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件を全て満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
- ① 1級土木施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者
  - ② 入札の申し込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者
  - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者

### 第3 入札担当部課

〒632-8558

天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 総務経営課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線838

E-mail d-suidou@city.tenri.nara.jp

### 第4 仕様書の公開及び仕様書に対する質問

#### (1) 仕様書の公開

- ① 公開期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 公開方法 局ホームページへ掲載

閲覧用パスワードは、局電子入札システム利用者登録時のメールアドレスへ通知する。

#### (2) 仕様書に対する質問書の提出等

質問がある場合のみ提出すること。

- ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出先 第3に同じ。
- ③ 提出方法 E-mailによる。
- ④ 回答日 別表（入札日程）のとおりとする。
- ⑤ 回答方法 局ホームページへ掲載

閲覧用パスワードは、局電子入札システム利用者登録時のメールアドレスへ通知する。

### 第5 入札方法等

入札書は、別表（入札日程）の入札書等の電子入札システム受付期間に工事費内訳書を添付の上、電子入札システムにより記録すること。

### 第6 開札

- ① 日時 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 場所 天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局

### 第7 落札者の決定等

#### (1) 落札候補者の決定

- ① 落札候補者の決定方法は、天理市上下水道局建設工事電子入札実施要領第16条の規定によるものとする。
- ② 落札候補者に対し、落札候補者決定の通知を電子入札システムにより行うものとする。この場合において、正当な理由なく事後審査に係る書類の提出がないときは、入札参加停止措置を執る場合がある。

#### (2) 事後審査書類の提出

- ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出先 第3に同じ。
- ③ 提出方法 持参による。
- ④ 提出書類

- ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- イ 建設業許可通知書の写し
- ウ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- エ 配置予定技術者の資格（様式2）
- オ 配置予定技術者の資格者証の写し

（監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、監理技術者証及び監理技術者講習修了証、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある監理技術者証の写し）

- カ 配置予定技術者と3箇月以上の雇用関係にあることが確認できる書類（健康保険証等）の写し

(3) 落札者の決定

- ① 落札候補者から提出された事後審査に係る書類により本競争入札参加資格の確認を行い、落札者を決定する。
- ② 落札者決定後、当該電子入札参加者全員に落札者決定の通知を電子入札システムにより行うものとする。
- ③ 入札結果については、局総務経営課窓口で公表する。

第8 契約等

(1) 契約書の作成

落札者は、天理市建設工事執行規則第13条第1項の規定に基づき落札者決定の日から7日以内に契約を締結するものとする。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(3) 契約の不締結

- ① 落札者決定後、契約締結までの間に、落札者が局から入札参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しない。
- ② 契約締結の際に、落札者が有効な経営事項審査結果を有していることが確認できない場合は、契約を締結しない。

(4) 暴力団排除に係る契約の解除

契約締結後に、契約の相手方が天理市上下水道局建設工事等暴力団排除措置要綱別表に規定する排除措置要件に該当するときは、契約を解除するものとする。また、契約を解除した場合には、損害賠償義務が発生する。

第9 その他

この公告に定めのない事項は、関係法令、天理市上下水道局会計規程、天理市契約規則及び天理市建設工事執行規則によるものとする。

別表（入札日程）

φ150～100mm配水管改良工事	
事 項	期 間 等
仕様書の公開期間	令和2年10月23日（金）から 令和2年11月4日（水）まで
質問書の提出期限日	令和2年10月29日（木）
質問書への回答日	令和2年11月4日（水）
入札書等の電子入札システム受付期間	令和2年11月10日（火）から 令和2年11月12日（木）まで
開札の日時	令和2年11月13日（金）午前10時
事後審査書類の提出期限日	令和2年11月16日（月）

上記の期間・期限日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(令和2年10月23日揭示済)

天理市上下水道局公告第25号

令和2年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

令和2年10月23日

天理市上下水道事業の管理者  
天理市長 並河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理北第5処理分区	前栽町の一部

(令和2年10月30日揭示済)

天理市上下水道局管理規程第7号

天理市指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月天理市水道ガス局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

令和2年10月30日

天理市上下水道事業の管理者  
天理市長 並河 健

別記様式を次のように改める。

様式第3号 (第5条関係)

文 書 処 理 カ ー ド

主管課名	課	決裁印等			受付印	
文書取扱者 (庶務担当係長)						
管理者	局長	局次長	課長	課長補佐	係長	
合 議	総務経営課長					
	給水課長					
	浄水課長					
	下水道課長					
備 考						
回答	要・不要	処理期日	年 月 日		担当者	
		処理日	年 月 日			